

白河市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成24年3月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
当市の技能労務職員	10 人	55.0 歳	295,669 円	300,041 円	-	-	-
うち 調理員	5 人	54.5 歳	275,820 円	277,559 円	調理師	45.4 歳	233,000 円
うち 用務員	4 人	54.6 歳	308,273 円	309,398 円	用務員	53.8 歳	209,700 円
うち 運転手	1 人	58.3 歳	344,500 円	375,024 円	自家用自動車運転手	55.8 歳	194,600 円
福島県の技能労務職員	351 人	52.3 歳	371,100 円	432,258 円			

(注)

- 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のものであり、平成20年～平成22年の3カ年平均である。
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

23年4月1日現在

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	人	人	人	人	人	人	人	1	2	2	5	人	10
うち 調理員									2	1	2		5
うち 用務員								1		1	2		4
うち 運転手											1		1

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

福島県技能労務職給料表を参考に、福島県人事委員会勧告に準拠し作成している。

② 技能労務職員に係る特殊勤務手当

当市には特殊勤務手当はない。

③ 昇給制度

毎年1月1日に、前年の1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2. 基本的な考え方

白河市第2次行政改革大綱及び白河市行政改革推進計画に基づき、財政の健全化を基本に、国、県、他市の状況を見据えつつ、社会経済情勢の変化を踏まえながら、給与制度の適正な見直しを行い、人件費の抑制に努める。

また、技能労務職員は、退職不補充とし、新規正職員の採用をせず、必要な業務については臨時職員等を充てる。

3. 給与適正化の具体的な取組内容

平成17年11月の4市村の合併時に、技能労務職員の給料表を行政職から分けて、福島県技能労務職の給料表に準じて単純労務職給料表を制定した。

平成18年7月には、給与構造改革により、給料水準を平均2.4%引下げ、55歳昇給抑制を実施している。また、特殊勤務手当については、合併時にすべて廃止するなど、給与適正化を図っている。

4. その他

合併時、20名であった技能労務職員は、退職不補充により、平成23年4月現在、10名となった。

将来的にも引き続き減少し、5年後の平成28年4月には、5名となる見込みであるが、必要な業務については、新規正職員の採用をせず、臨時職員等を充てる方針である。